

# お試し居住 利用規約

## （目的）

第1条 この規約は、お試し居住施設の利用について定める。

## （利用者の義務）

第2条 滞在を許可された者（以下、「利用者」という）は、この規約を誠実に守り、施設の保全と秩序の維持に努めなければならない。

## （利用資格）

第3条 施設利用者は、いすみ市が認めた者とする。

## （利用期限）

第4条 利用期限は、利用開始日から1週間以内とする。

## （利用料金）

第5条 施設利用料金は無料とする。ただし、薪を使用する場合は、1日につき500円を施設管理者へ支払う他、食事などの生活費は自己負担とする。

## （利用手続き）

第6条 利用を希望する者は、「お試し居住施設利用申込書」に必要事項を記入のうえ、いすみ市に申し出るものとする。

## （利用決定）

第7条 「お試し居住施設利用申込書」が提出されたときは、いすみ市は利用の可否を検討し、決定する。

## （事業への協力）

第8条 利用者は、お試し居住事業のために、利用期間中、次の事項に協力しなければならない。

- ① 利用期間中、日誌を記入すること。
- ② 利用終了時に、利用アンケートに記入すること。
- ③ いすみ市が実施している「空き家バンク」に登録すること。

## （遵守事項）

第9条 利用者は、次の事項を誠実に守らなければならない。

- ① 建物、付属施設および備品を大切に扱うこと。
- ② 居室の整理整頓と清潔を心がけること。

- ③ 共用施設の整理整頓と清潔を心がけること。
- ④ 盗難に注意すること。
- ⑤ 利用施設で特に定めた注意事項がある場合には、それを順守すること。

(禁止事項)

第10条 利用者は、次の事項を行ってはならない。

- ① 居室を無断で改装すること。
- ② 寮内に危険物を持ち込むこと。
- ③ 建物、付属施設、備品に損傷を与えること。
- ④ 他の住民に迷惑をおよぼす行為をすること。
- ⑤ 所定の場所以外で火気を使用すること。
- ⑥ 施設内において、許可なく政治活動、宗教活動をすること。
- ⑦ 施設内において、家畜、鳥類を飼育すること。
- ⑧ その他、前各号に準ずること。

(防火安全)

第11条 利用者は、防火安全について次の事項を遵守しなければならない。

- ① 火気、電気、ガスの取り扱いについて慎重を期すること。
- ② 廊下、非常口等に障害物を置かないこと。
- ③ 安全装置、火災報知器、消火栓等の位置とその取り扱いを知ること。

(修繕費の弁償)

第12条 利用者が、付属施設および備品に損害を与えたときは、損害を与えた利用者に対し、損害の全部または一部を弁償させる。

(原状回復)

第13条 退出にあたっては、居室を原状に復さなければならない。

(附 則) この規約は、平成27年8月1日から施行する。